

電力・ガス取引監視等委員会

第29回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年12月19日（月） 18：00～19：45
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第29回料金制度専門会合第1部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

それでは、議事に入りたいと思います。以後の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。それでは、始めたいと思いますけれども、議事次第にありますように、今日は第1部、第2部というように分けて進行することになっておりまして、まず、議題の1、消費者庁意見についてということであります。前回の第28回料金制度専門会合で御議論いただきました、消費者委員会公共料金等専門調査会意見についての当専門会合としての考え方ということでございます。これについて消費者庁から資料の提出がございました。それでは、最初に、当該資料につきまして、消費者庁、公益通報・協働担当の参事官でいらっしゃいます檜橋様から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○檜橋オブザーバー ありがとうございます。消費者庁の檜橋でございます。たびたび申し訳ございません。本日もよろしくお願いいたします。

今、御紹介いただきましたとおり、電力託送料金の妥当性につきましては、内閣総理大

臣からの諮問ということで、消費者委員会で議論して、今、参考資料１としてお示しいただきましたように、12月7日の料金制度専門会合において考え方を取りまとめていただいたところでございます。それまでの間も、11月14日以降、12月7日を含めて4回、今日5回目ということになりますけれども、真摯に御議論いただきまして、誠にありがとうございます。

では、12月7日にまとめられたところとして、整理を頂いているところでございますけれども、消費者委員会から示された疑問点について、十分には解消できていないところもあると存じます。引き続き消費者の理解、納得が得られるよう対応を求めたいと存じております。

資料3－1を御覧いただきたいと思います。めくっていただいて1ページでございますけれども、左側から、消費者委員会から示された疑問点、真ん中の欄が、12月7日に御議論いただいた料金制度専門会合としての考え方、そして右側の欄に、それらを踏まえて更に説明を求めたいことというように示してございます。なお、疑問点として新たに追加するということではございませんので、既に示された疑問点の範囲内であることを御理解いただければと存じます。

それでは、資料に沿いまして、順次御説明をさせていただきたいと思います。

まず、(1)から(3)、1ページ目から2ページ目にわたっておりますけれども、統計的手法やトップランナー的補正による査定、効率化の確認態勢、工事発注に係る競争性の確保、この3点につきましては、コスト管理の観点でまとめて申し上げたいと思います。

1ページの黒丸の1つ目でございます。統計的手法やトップランナー的補正という査定手法自体を否定するものではございません。こちらの委員会でも効率性に劣ると評価されておりますように、その横比較等による査定については、多面的な信頼性を獲得することが求められるのではないかと考えます。そのためには、例えば他の民間事業、他業種であるとか、同エリアの地場産業などにおける同類、あるいは類推できる事例との比較などが有効と考えられます。

また、12月7日には、ベースとなる2017から2021年度と、規制期間である2023から2027年度のコスト増加要因を分析し、揭示していただきましたけれども、全社合計でお示しいただいておりますので、各事業者別に要因分析をしていただく必要があることを指摘しておきたいと存じます。

また、ベースとなる2017から2021の間のコスト増加について、消費者委員会から東京電

力パワーグリッドを例として示されていたということに対して、その要因分析をお示しいただいたところでございます。これについては、東京電力パワーグリッドのみならず、各事業者について、コスト全体のインパクトが大きな工種について分析が必要と存じます。

また、これらの要因分析に当たっては、労務単価の上昇が理由として挙げられているところ、実態として、下請事業者にしわ寄せが行っていないかを確認しておくことが求められると考えております。

2つ目の黒丸でございます。次に、各事業者におけるコスト削減努力の確認として、各事業者の効率化計画やコスト管理手法のヒアリングを実施いただき、お示しいただきました。これらにつきましては、既に取り組んでいる内容も含まれておりましたが、これまでの取組について、どのようなコスト削減の成果があったのかを評価し、あるいは、これらを踏まえた改善点はどのようなものかなどの分析をしておく必要があるのではないかと考えます。

次に、2ページでございます。1つ目の黒丸でございます。合計3つ目ということになりますが、ベースとなる2017から2021年度の工事発注におきまして、入札の顔ぶれやシェアが固定化しているというケースがあるとの指摘に対して、調査を実施いただきました。配電工事についてはサプライヤー固定化の傾向がある一方で、送電、変電工事では、シェアの変動を確認したとのことでございました。

しかしながら、シェアが数%変動していることのみをもって、直ちに問題なしとすべきではないと指摘をしておきたいと存じます。実質的な競争が確保されているのか、固定化の要因は何なのか、各事業者の取組、コスト削減につながっているのかについて確認や分析が必要であると考えます。

なお、各事業者から引受手がないという説明もございましたけれども、実態を検証されたのかどうかも説明していただきたいと存じます。

以上、大きく3点を申し上げましたけれども、各事業者が説明した内容について、中立性、独立性をもって検証することが大事なことだと存じます。検証した内容について、見え方としても、電力会社の説明をそのまま受け入れているわけではないと分かるように説明をいただくことが、信頼性の観点からも求められると考えてございます。

続きまして、その下の(4)次世代投資について申し上げます。まず1点目については、次世代投資に占めるシェアが大きい次世代スマートメーターについてでございます。既存ネットワークに関するコスト削減、コスト管理のところで示されておりますように、全体

へのインパクトが大きな項目については、より慎重な精査が必要であると改めて指摘しておきたいと存じます。この際、これは資源エネルギー庁の範疇なのかもしれませんが、次世代スマートメーターの詳細設計を行っている段階とのことですが、二重投資を避ける観点から前倒し導入ができないのか、スケジュール管理をしていただく必要があると考えてございます。

次に、挙げられている技術が次世代投資にふさわしいものかという観点でございます。消費者委員会の指摘では、需給予測の精緻化が例示されていたところを、再生可能エネルギーの出力予測をアンサンブル予報の活用などによって、予測を精緻化するという説明がございました。アンサンブル予報の活用は、既に一部の事業者では取り組まれているものと承知をしてございまして、まだ取り組んでいない事業者にとって、技術革新といつてよいものかどうかという疑問があるところでございます。

この項目の3つ目でございます。規制期間内におけるモニタリングについてでございます。消費者委員会から、各次世代投資の費用は、計画段階で精度を高くすることは難しいがゆえに、発注段階でモニタリングを行うなどを求めていることに対しまして、電力・ガス取引監視等委員会で継続的にモニタリングする枠組みを検討していくということをお示しいただきました。これは、実際の投資が行われる時点で精査を行うものであるということを確認できればと思っております。

次の(5)にも関連しますけれども、調達コストや投資効果についてのモニタリングの枠組みの整備と実施に期待したいと存じます。

続きまして、次のページ、(5)コスト削減の実効性の向上についてです。消費者委員会から、電力会社、利害関係者、監督官庁から独立した第三者機関によるモニタリングなど、コスト削減の実効性を高めるための方策を検討すべきであるという指摘に対しまして、電力・ガス取引監視等委員会内の枠組みを検討していくということでございました。とすれば、その中立性や独立性の確保、専門的知見の向上や体制強化について御検討いただくことが大事と存じます。その際、電力会社から独立した実務経験者が必要であることも指摘しておきたいと存じます。

続きまして、(6)、(7)、(8)についてでございます、その他の制度面等についてという指摘があった部分でございますが、これまでも過去に消費者委員会から意見が出されております、(6)の廃炉円滑化負担金相当金等についてでございますとか、(7)の固定費の配分につきましては、引き続き対応いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと

存じます。また、(8)の発電側課金につきましては、まずは資源エネルギー庁における検討ということでございますけれども、電力・ガス取引監視等委員会としても再生可能エネルギーの拡大を妨げないように、検討のほどよろしく願いいたします。

次に、4ページでございます。(9)の賃金の適正性の確保につきましては、前段のコスト管理のところでも申し上げましたけれども、政府が進める成長と分配の好循環の実現に資する観点からも、下請事業者も含めた労働者の賃金の実態について、しっかりと把握して対応していただきたいと存じます。

最後に、消費者への丁寧な説明等、(10)、(11)についてでございます。何をなすにもそうですけれども、消費者の理解、納得が重要でございます。また、事業計画の作成過程において幅広いステークホルダーの参画の機会の確保が重要であるとの指摘に対しまして、対応を検討するという方針を示していただきました。公開説明会等を各地で展開するなど様々な工夫を頂き、消費者の理解が得られるよう進めていただきたいと存じております。消費者庁といたしましても、消費者への情報発信等について、連携して対応していきたいと考えているところでございます。

以上、12月7日、料金制度専門会合における議論を踏まえて、更に説明を求めたいことについて申し上げます。御対応のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、資料3—1に対する料金制度専門会合としての考え方について、事務局から御説明いただきます。その後に、質疑の時間を取らせていただければと思います。それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3につきまして御説明いたします。

先ほど消費者庁の檜橋参事官から、口頭での補足も含めて提出資料について御紹介がございました。今回、檜橋参事官から御説明いただいて、より背景が分かった部分もありますので、その点については私のほうも口頭で補足しながら御説明していきます。

審査も大詰めを迎えておりますので、このような案を作りましたので、委員の皆様方に御確認いただいて、不足や修正すべき点がありましたら、御指摘いただければ幸いです。

次の2ページ目ですけれども、消費者庁からの追加意見ということで、先ほど、檜橋参事官から御説明があったとおりです。

3ページ目ですけれども、最初に、統計的手法やトップランナー的補正による査定とい

うことですが、先ほど檜橋参事官からも、査定手法自体を否定するものではないというお話を頂きました。統計的手法やトップランナー的補正の趣旨につきまして、これまでの説明に対して一定の御理解を得られたものと考えております。

その上で、今回御指摘があった部分については、追加で分析をされたいという趣旨の御指摘だと思いますけれども、まず、第1規制期間のコストが上昇している要因を各事業者別に分析するという点につきましては、後ほど御説明する資料4におきまして、各社別に参照期間の費用実績と第1規制期間の収入の見通しの比較をしたグラフを掲載させていただきました。

続いて、東京電力パワーグリッドの配電工事等に係る分析をほかの事業者についても実施するという点ですが、この資料の次のページ以降でそうした分析を行っております。ただ、東京電力パワーグリッドのような単価の大幅な上昇は確認されなかったということでもあります。

それで、いずれにしても、費目の影響額の多い点についていろいろな分析を行ってほしいということですが、こうした点につきましては、特に2023年度以降について実施とありますが、こうしたものについては、今後行うモニタリングの枠組みの中で、そうしたことも実施してまいりたいと考えております。

4ページ目は、例えば北海道電力について、工事単価の上昇をいろいろな要素に分解するというを行いました。労務費の上昇もあるのですが、工事の規模縮小で、むしろ単価の上げ幅が圧縮されて、単価で言うと17年度比で5%低下になっているという分析でございます。こうしたものを全ての会社において行いました。時間の関係もございますし、本日、小売の審査もありますので、説明は割愛させていただきます。

13ページ目に移ります。3点目として、他業種、地場産業との比較という点について御指摘いただいております。この他業種との比較というところにつきましては、消費者庁ともいろいろ御相談をしてくれているところといたしますが、どういう御趣旨で、どういう業種と比較するのがよいかというところをお尋ねしたこともありましたが、具体的なお話も聞いていないところでした。私たちとしても、一部分について比較することは理論的には可能なのだと思うのですが、ただ、限定的なものになりますし、大きな工事や業務単位で比較すると、やはり一般送配電事業者の高電圧で電気を送電するという事業の特徴からすると、なかなか難しいところがあると思いますので、これは引き続き議論させていただきたいというか、中長期的な課題としたいと考えております。

ただ、一方で、CAPEXの配電単価における検証などにおいて、一部の設備においては公共工事設計労務単価の平均値を用いるというようなこともしておりますので、ある意味、他産業、地場産業の水準も加味して統計査定を実施しているということは申し添えたいと思います。

それから、下請の賃金の実態を把握するという点ですけれども、国交省及び農水省が実施している公共工事労務調査及び公共工事設計労務単価につきましては、労働基準法に基づく賃金台帳から調査票に転記することなので、労働基準法違反がない限りは、実際に支払われた賃金を把握しているのではないかと考えておりますけれども、本日、国交省にも照会をいたしましたところ、国交省としては公表している労務単価は適切に賃金実態を把握した上で算出しているものと承知しているということでございました。

労務単価についてはそういうことでありますが、中小企業庁でもいろいろ価格転嫁状況について調査しておりますので、そこと連携するということは行っております。これは後ほど御説明いたします。

それから、14ページですけれども、効率化の確認態勢ということですが、まず、経営効率化計画上は10社合計で2,812億円の効率化額が織り込まれているということであり、ただ、査定上は、それをよしとするのでは全くありませんで、更に減額査定を行うというスタンスで臨んでおります。

それから、15ページですけれども、工事発注につきまして、今回特に御指摘があった点については、配電工事が引受手がないという説明に対して、電力・ガス取引監視等委員会としてどのように思いますかという点です。これについては、もともと配電工事の人員が不足しているということは、いろいろな方面から聞いてはいましたし、配電とは直接関係はありませんけれども、ガス導管の敷設作業などでも同様の人員不足の問題は生じていると聞いております。それ自体に大きな違和感はもともと持つてはいませんでした、課内で調べた人がおりまして、次のページで御紹介します。

有効求人倍率は、厚生労働省において調べているところですが、この中に電気工事の職業というカテゴリーを厚労省が設けておりまして、この有効求人倍率が公表されております。これを見ますと、全職業平均の有効求人倍率と比較して非常に高いと。求人倍率が高止まりしているということもあります。しかも、17年度以降、この倍率が上昇しているということで、人手不足ということはこういうデータからも見て取れるのではないかと考えております。

それから、17ページですけれども、次世代投資の関係です。スマートメーターについてはきちんと精査を行っておりますし、実際の投資の際に検証するということについては、スマートメーターという案件ですので、エネ庁の側でも何かされるかもしれませんが、私たちが設置するモニタリングの枠組みの中でも検討していきたいと思います。

それから、この資料の中には書いてございませんが、今、檜橋参事官から御指摘のあったアンサンブル予報につきましては、今各社で導入されているアンサンブル予報というのは、気象庁のデータだけではなくて、アメリカの気象当局のデータなども併せて、それを一緒に、「アンサンブルに」分析するということだと理解しておりますけれども、この次世代投資で出てきているアンサンブル予報というのは、狭義のアンサンブル予報で、いろいろなコンピューターでの分析を行う際に、初期値を微妙に変えていくことによって、多数の結果を作り出した上で、それを総合的に加味して分析を行うというものであります。これは、今現在、各社で共同開発中のものでありますので、現在既に採択している会社はないと考えております。ですから、一部の会社で行っているものは、広い意味でのアンサンブル予報でありまして、ここで技術開発をしようとしているのは、より狭義のアンサンブル予報になっております。

次のページのコスト削減の実効性の向上というところですが、今、檜橋参事官からは、今後、コスト削減のモニタリングを行う第三者機関を設置するのではというお話がありましたけれども、事前に頂いていた紙だけだとそこまで読み取れませんでしたので、一般的なこととして書いております。中立性、独立性という意味では、電力・ガス取引監視等委員会は法律上も独立して職権を行うとされております。それから、専門的知見ということでは、電取委に所属する職員67名のうち29名は外部人材ということでありまして、弁護士、公認会計士等の専門性を有する人材を採用しております。ということでありまして、電取委として専門的知見の向上は常に重要な課題でありますので、更に継続的に体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

それから、廃炉円滑化負担金相当金などについては、今後対応していただきたいということではありましたが、今回の資料においても記載を行っております。

それから、20ページ、固定費の配分についても、前回の回答のとおりです。

21ページの発電側課金の検討につきましても、現在、資源エネルギー庁で検討中です。

あと、すみません、先ほど説明が漏れていましたが、17ページのスマートメーターで、二重投資がないようにということではあります。これは従前から御説明しているとおりで、

現在のスマートメーターの導入が基本的に完了してから、次世代スマートメーターが導入されるということになりますので、二重投資は基本的にはないと思います。また、以前から前倒しの御指摘をいただいておりますが、これは現在、詳細仕様の設計中でありまして、基本的にスケジュールは資源エネルギー庁の検討会で決まっているものでもありますので、監視等委の料金査定の中で何かをするというのは難しいところがございます。

それから、ちょっと戻っていただいて、22ページですが、賃金の適正性の確保でございます。これは先ほどもちらっと触れましたが、労務単価調査のことは申し上げましたが、中小企業庁のほうにも照会をしています。やや迂遠な言い方ではありますが、電気事業の関係で違反事例はないですということでもあります。中企庁の側では、調査を行っていると認識しておりまして、中小企業庁からそういう回答を頂いたということでもあります。ということでもありますけれども、資源エネルギー庁と中企庁において一般送配電事業者全体における自主行動計画の策定を促す方向で、今取り組んでいただいていると認識しております。

25ページ目ですけれども、消費者の理解、納得ということで、追加で頂いている御指摘も踏まえまして、更に制度理解が進むように、説明の在り方について今後検討してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、ただいまの檜橋様及び事務局からの説明について、皆様から御質問、御発言を頂きたく存じます。御発言のある方は、Teamsの挙手機能を用いまして意思表示をお願いしたいと思います。いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますでしょうか。それでは、河野委員、御発言ください。

○河野委員 御指名ありがとうございます。確認をさせていただきたいと思うのですが、今回示された疑問点が十分に解消されておらず、引き続きの説明を求めた主体は、意見を取りまとめた公共料金専門調査会、またはその上部組織である消費者委員会の意向として、回答不十分として出された要請という理解でよろしいでしょうか。この点を確認させていただければと思います。

○山内座長 今、特に次に御発言の御希望はないので、消費者庁のほうからお願いできますか。

○檜橋オブザーバー 消費者庁の檜橋でございます。ありがとうございます。

本日、私から説明した内容につきましては、消費者委員会から答申を受けた、消費者庁

として出したものでございます。消費者委員会として更に説明を求める、追加するというものではなく、消費者委員会から11月28日に頂いている答申の範囲で頂いた電取委さんの取組等について、消費者庁として更に説明を求めているものでございます。

○山内座長　河野委員、いかがでしょうか。

○河野委員　御指摘いただいた点については、更なる御回答も頂いておりますし、今後に向けて前向きに取り組んでいただけるということで、私としても再回答に関しまして納得のいく内容だと受け止めました。ありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございます。ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいますか。川合委員、どうぞ。

○川合委員　川合でございます。今日、いろいろと消費者庁さんからの御要望、それから電取委からの御説明を頂きました。ただ、私のほうで気になっているのは、消費者庁のほうの御主張も理解できないわけではないのですが、こういうことで精査とかモニタリングとかそういうものをやっていくということ自体により、いろいろな行政コストのみならず、事業者側にも結構大きな対応コストが掛かりますし、結局、そのコストに見合っただけのメリットが本当にどこまで出るのか、よくよく考えていただければと思います。

もちろん、これをやるなということではなくて、当然、こうした作業には人件費も掛かるわけですし、こうした作業に対応するためにいろいろな制度も作らなければいけないでしょう。それによって当然、送電業者のほうにもコストが発生する。それが、結局は送電費用に上積みされるということがあるとすれば、これは起こるかどうか分かりませんが、ども、本末転倒です。本当に効率化したモニタリングができれば結構ですけれども、どのようにしたら効率化したモニタリングができるかも含めて、よくよく考える必要があると思いました。

それから2番目ですけれども、今回、電取委から出された16ページの有効求人倍率という話は、極めて深刻です。私自身、いろいろと現場関係の方々から話を伺う限り、やはりこういう現場で働く電工の方々の数が明らかに減っていますし、高齢化しているということは事実だと思っています。こういう中で、現場で働く方の数をこれ以上減らさない、あるいは減った人間でもやれる体制を作らなければいけない訳で、こういう人たちに対するリターンというのはきちんと確保しなければいけない。他方で、そうすると、そのための工事業者に対する支払も増えるということは当然避けられないし、それをしないと今後きちんとした適正な送電、配電というのが期待できなくなりがねないということも懸念して

いるところです。

そこら辺はバランスだと思いますので、単純に電力事業の関係の工事コスト等を減らすということは消費者庁さんも言っていられないと私は思っていますけれども、このバランス、特に、現場の方々の施工力の確保というのはきちんと考えなければいけないということで、整理するべきだと思っております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。

特にほかにいらっしゃいませんか。どうもありがとうございます。では、檜橋様から何かコメントはございますか。

○檜橋オブザーバー ありがとうございます。ただいまの御指摘については非常に重要なものだと思っております。今御指摘のあったとおり、消費者庁としてもコスト削減は必要だと思いますけれども、コストが適正であるということ、一方で、原価の部分を原材料とかそういうものをどう転嫁するかということについても、政府として大きな課題でございます。

一方で、コストの効率化を求める部分については、その取組を促していく必要があると考えてございます。これは人件費についても同じでございまして、適正な人件費が払われることが大事だと思っているところでございます。

今、全体で丁寧に御説明を頂きました。コスト効率化の分析の部分については、やや限界感もあるのかなと思いますけれども、これから取り組みますということも含めて、またこちらのほうを確認、分析させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、事務局から何かコメントはございますでしょうか。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございます。これまでいろいろと消費者庁からの御指摘に対して御回答してきておりますけれども、まずもって、こうした託送料金に対していろいろ御指摘を頂いているということについて、事務局としては感謝いたします。こうしたことでいろいろな議論も深まっている部分もあろうかと思います。

一方で、先ほど檜橋参事官からも御指摘いただいたところではございますけれども、コスト面の分析等々について、私たちもできる限りのことをやってきておりますけれども、また今後議論を深めていくようなところとか、分析を深めていくようなところもございますが、ただ、これは1週間とかそういうことではありませんで、中長期的な課題というと

ころもございます。引き続き消費者庁ともいろいろ議論させていただければと考えております。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。よろしゅうございますかね。

それでは、本件については、今、御発言の中で特に異論はなかったと思っております。したがって、事務局案のとおり我々としては整理をさせていただきたいと思います。

それから、本件でございますが、消費者庁からはいろいろと御指摘を頂いておりまして、それに対して事務局にその都度、本専門委員会合としての考え方の案を作っていてあります。そういう形で何回もやり取りが続いてきておりますが、このやり取りが続いている限り、収入の見通しの審査ができないということではないと私は理解しております。この議論とは別途切り離して、次の議題の検討に移りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議題の2、収入の見通しに関する承認申請の審査について、これに関して事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料4について御説明いたします。

2ページ目ですけれども、これまでずっと御議論いただいておりますけれども、2023年4月から新しい託送料金制度が導入されます。7月から11月に掛けて、本料金制度専門会合において検証を実施していただきました。この検証結果を踏まえまして、12月8日付で経済産業大臣宛てに、収入の見通しに係る承認申請が各社から行われたところであります。電力・ガス取引監視等委員会から、またこの料金制度専門会合に検証、審査をするという話が下りてきました。ということで、今回、この申請内容について、これまでの検証内容を踏まえて適切に対応が取られているかというところについて御確認いただければと考えております。

3ページ目ですけれども、電気事業法について、7月のときにもこうしたことを御説明いたしましたけれども、これは電気事業法に規定のなされているものであります。電気事業法第17条の2におきまして、一般送配電事業者が収入の見通しを算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。第2項で、経済産業大臣は、必要な指針を定め、これを公表するものとする。こうした指針に沿って、これまで御審議いただいていたところであります。第3項におきまして、当該申請に係る収入の見通しが前項の指針に照らして適切なものであると認めるときは、この承認をするものとするということでもありますけれども、

こうした承認をするということに関しまして、今、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に意見が求められているところであります。

6 ページ目ですけれども、これまでの検証内容につきまして、このようにまとめております。7 月28日から11月28日までで14回の会合を実施して、それに加えて本日も会合を開催しているところであります。

7 ページ目は、これまでの会合の履歴であります。

9 ページ目でございます。収入の見通しにつきまして、各社から上がってきた数字につきましては、ここに掲げている表のとおりでございます。一番右側を見ていただいて、10 社合計で御説明させていただきますが、現行原価が4.48兆円でありました。これに対し、7 月に提出のあった収入の見通し、要は原価でございますけれども、原価の合計は4.77兆円ということでありました。これについて検証を進めてきた結果、減額査定を1,034億円、これは1 年当たりですけれども、これが適当ということで検証を実施したところです。検証後の収入の見通しは4.67兆円となっております。

この数字について、各社から出てきたものについては、基本的にこうした検証内容を踏まえたものだということを事務局においても確認をしました。ただ一方で、収入の見通しの申請に当たりまして、最終保障供給に係る過去収支実績を追加算入するという事になっておりまして、これを踏まえると数字が若干変わります。現行原価比では平均でプラス4.5%になっているということでもあります。

10ページ以下には、それぞれの少し細かい数字を載せております。

先ほど申し上げた最終保障供給の関係について、17ページで御説明しております。これは以前の本専門会合においても整理させていただきましたけれども、2022年度に関しましても、9 月分までは収入の見通しに反映するという事にしております。ですので、9 月分までの最終保障の赤字額などがありましたら、第1 規制期間に追加算入されることになります。

18ページと19ページは、過去の審議会の資料です。

こうした最終保障の費用の反映なども行った上での申請内容について、20ページ以下で掲載しております。

21ページですが、このグラフは事務局において作成したものです。消費者庁からの御指摘もありましたので、参照期間と今回申請の費用を比較できるようなグラフにしております。北海道電力で言えば、122億円ぐらい原価が増えておりますけれども、これにつきま

して例えばCAPEXで増えている分が36億円、次世代投資で増えているのが63億円、調整力費用で増えているのが58億円というように分かるようにしております。また、消費者庁からの御指摘もありましたので、この増加要因の中に、その他費用の中の増加要因として、賠償負担金相当金などがどれぐらい含まれているかということについても記載しております。

22ページは、いつも冒頭なので北海道電力を取り上げますけれども、この資料は、北電ネットワークのほうで作っていただいた資料です。これにつきましては、今回、各社から社長に御参加いただいておりますので、それぞれ御説明いただいて、どうしてこうした原価の増要因になったのかということについて、簡単に御説明いただければと思っております。

小売審査の関係もありますので、各社の資料を一つ一つ個別に御説明するのは割愛させていただきます。

41ページに移りまして、事業計画についてです。今まで申し上げてきたのは、収入の見通しの数字の部分ですが、この収入の見通しは事業計画にひもづいて、それを実行するために必要なものとして計算されることになっております。ということで、事業計画は極めて大事なものでございますけれども、これについても今回提出いただいて、確認を行っております。基本的には、費用面については大きな問題はない、適切に反映されていると考えておりますが、目標計画につきましては、いろいろ細かく見ていきますと、これまでの検証作業の中で追記を求めた箇所が、適切に追記されていないのではないかと考えられるものが、一部の事業者についてですけれども、ございました。その点について御説明いたします。

43ページ以降ですけれども、目標計画の修正ということで、各社、当初7月時点でおしえていただいた事業計画、目標計画を修正いただいておりますが、48ページ、北海道電力ネットワークに関しまして、例えば停電の関係でPDCAサイクルを実施というようなことを追記いただいていない。これについては、北海道電力ネットワークには既に御指摘しておりますけれども、追記を求めることにしたいと考えております。

続きまして、55ページですが、これも北海道電力ネットワークで、再エネ電源の新規連系に関しまして、追記を求めたいと思います。

56ページは、北陸電力送配電ですけれども、実績値が少し不足しているということで、これを追記いただきます。

それから、60ページですけれども、需要家の接続対応について、こちらも追記を求めたいと考えております。ほかの各社においては御対応いただいているところですので、北海道電力ネットワークにも同様に御対応いただきたいと思います。

63ページですけれども、これも計量、料金通知などについて、少し細かいですけれども、追記をお願いしたいと考えております。

65ページですが、ほかの各社におきましては、ステークホルダー協議において反映できなかった事項について、事業計画の中に書いていただいております。北海道電力ネットワークにおいては、ホームページに別途そうした内容を書いて、そのページのリンクを目標計画の中で言及している、書いているのですけれども、事業計画の中できちんとステークホルダー協議の結果が参照できるように、全体を明記していただこうと考えております。

続いて、80ページですけれども、効率化計画ですが、効率化計画については、各社、どういうコスト削減を取ってきているかというようなことについて追記をいただいて、それで適切な修正がなされていると判断いたしました。ということであります。

89ページ以下で、審査結果について申し上げますが、その前に、今回、各社御参加いただいておりますので、各社から御説明いただいた上で、90ページ以降について御説明したいと考えております。

一旦、事務局からは説明を切らせていただきます。

○山内座長 ありがとうございました。今、事務局からお話ありましたので、まずは、申請内容について各社の意見を伺いたいと思います。その後に、事務局から資料の結論について御説明いただきまして、そこで議論ということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、まず、北海道電力ネットワークの藪下様から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藪下オブザーバー 北海道電力ネットワークの藪下でございます。

まず、今回の申請内容について御説明をさせていただきますが、初めに、山内座長をはじめ料金制度専門会合の委員の皆様におかれましては、7月に提出させていただきました事業計画や収入の見通しにおける多岐にわたる項目に対しまして、審査、御議論いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、資料4、右下22スライドを御覧いただきたいと思います。今回申請させていただきました収入の見通しは1,988億円となり、参照期間並びに前回原価を上回る水準と

なりましたが、当社といたしましては、高経年化が進む送配電設備の更新・保全、また激甚化する自然災害への対応に加えまして、再生可能エネルギーの連系拡大を目的といたしました様々な取組を着実に実施してまいりたいと考えてございます。

また、効率化に関しましては、7月提出時点で事業計画に反映させていただいておりますが、今回示されました査定額に対しましても、更に費用低減に取り組み、カイゼン・DXなどによります生産性向上を加速し、また費用全般の更なる精査を進めることで、期中におきましてもより一層の経営効率化に取り組んでまいる所存でございます。

なお、本日これから御審議いただくこととなりますけれども、先ほど事務局の方から御説明いただきました、当社が提出いたしました事業計画につきまして御指摘を頂戴してございます。御指摘内容を真摯に受け止め、しっかりと追記するなど、しかるべき対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、続いて、東北電力ネットワーク、坂本様から御説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○坂本オブザーバー 東北電力ネットワークの坂本でございます。

それでは、今回、当社が申請いたしました収入の見通しの概要や今後の取組の力点を御説明いたします。24ページを御覧ください。

まず、規制期間平均の収入の見通しについてですが、当社は見積費用の低減のため、過去、将来にわたる最大限の取組の効果として、248億円の効率化を織り込みました。一方、次世代に向けた送配電網バージョンアップ等のための費用、調整力費用の増加があり、全体では現行原価から151億円増加となる4,789億円となりました。

このような中、再エネ適地を多く抱える当社は、カーボンニュートラルを支える重要な立場にあるとの認識の下、第1規制期間における再エネ導入拡大への取組として、東北東京間連系線など、基幹系統工事の着実な推進や需給・系統運用の高度化等に取り組んでまいります。

なお、これまでの検証の結果は、当社といたしまして真摯に受け止めるとともに、こうした中でも安定的な事業運営を図っていくため、新技術による設備形成の合理化、保守・点検の高度化など、徹底したコスト低減に取り組んでまいります。

説明は以上です。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、続いて、東京電力パワーグリッド、

金子様から御説明をお願いいたします。

○金子オブザーバー 東京電力パワーグリッドの金子でございます。

このたび当社が申請いたしました収入の見通しにつきましては、事業計画に掲げる目標の達成に向けた必要投資・費用の増加に対しまして、徹底した効率化を織り込みましたが、調整力費用等の制御不能費用が増加したことによりまして、現行原価の年間1兆4,541億円と比べ、195億円増の1兆4,736億円となりました。

本年7月25日の提出値からは340億円の減額となりましたが、今般御検証いただきました結果を真摯に受け止めまして、今後、安全で持続可能な社会の担い手といたしまして、26ページ左下にご記入くださいます必要な投資を確実に実施し、レジリエンス強化、カーボンニュートラルの促進、DX化等による効率化・サービスの向上を着実に進めてまいり所存でございます。

その源泉といたしましては、26ページ右下にご記入下さいますとおり、設備形成改革、革新的生産性向上、更には調達改革の3つの切り口の下、数量の最適化と単価の抑制の重ね合わせによる経営効率化を更に深掘り、加速してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、続いて、中部電力パワーグリッド、清水様より御説明をお願いいたします。

○清水オブザーバー 中部電力パワーグリッドの清水でございます。

資料のほうは28ページをお願いいたします。それでは、まず、今回申請させていただいた収入見通しについてですが、最終保障供給に関わる過去実績の追加算入を含めて、当合における検証結果を反映した結果、5か年平均で6,319億円となり、現行の託送料金原価と比べますと261億円の増加となりました。

利用者の皆様には、大変厳しい状況の中で御負担をお願いすることになり、心苦しい限りでございますが、お預かりする大事な料金で事業計画達成に向け、これまで以上に徹底した効率化や平準化に努めつつ、電力の安定供給、脱炭素化のための再エネ拡充、レジリエンス向上のために必要な投資などを着実かつ計画的に実施してまいります。そして、合理的な設備形成や系統運用の高度化、デジタル化などにより、送配電ネットワークの次世代化を進め、利用者の皆様に料金以上の便益や価値を提供できるよう、社員一同、緊張感と使命感を持って努めてまいります。

また、利用者の皆様に御理解いただけるよう、料金だけでなく、制度の内容や私どもの

取組などについても今後丁寧に説明していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、続いて、北陸電力送配電、棚田様より御説明をお願いいたします。

○棚田オブザーバー 北陸電力送配電の棚田でございます。

初めに、今回の審査におきましては、山内座長をはじめ委員の皆様、監視等委員会の皆様に丁寧な御議論を頂きまして、感謝を申し上げたいと思います。

30スライドを御覧ください。今回申請いたしました収入の見通しは、年平均で1,472億円となり、現行原価に比べ171億円の増加となりました。これは主に再エネ電源の導入拡大に伴う調整力費用の増加や、送配電網の次世代化に必要な投資が増加したことによるものです。このほか、高経年化対策等の工事量の増加に伴う費用の増加要因もありますけれども、これらの既存費用につきましては、工事方法とか調達の工夫による最大限の効率化により現行水準以下に抑制しております。

次に、第1規制期間における重点的な取組については、電力の安定供給を大前提とし、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、再エネ電源の連系量増加に対応するための合理的な設備形成や効率的な系統運用を実現すべく、送配電網の次世代化に取り組んでまいります。

最後に、当社は、今回の査定結果を真摯に受け止め、カイゼン・改革・DX推進を核に、一層の効率化によるコスト低減や生産性向上に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、続きまして、関西電力送配電、土井様から御説明をお願いいたします。

○土井オブザーバー ありがとうございます。関西電力送配電の土井でございます。

まず、今回、委員の皆様には大変な御尽力を賜りまして、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

それでは、資料32ページに基づきまして御説明をさせていただきます。今回申請しました収入見通しは、改定前原価との比較では、既存ネットワークコストなどの効率化等により抑制いたしましたが、調整力調達費用等の外生的な需給関連費用の増加や、カーボンニュートラルの実現、レジリエンス強化などに資する次世代投資の推進によりまして、全体

として31億円／年の増加となりました。

本会合におきまして検証いただきました結果、収入の見通しは119億円／年の減額となりましたが、事業計画に掲げた目標計画、方針及び主要取組事項は提出時から変更せず、事業計画の完遂を通じて、安全・安定供給の確保、電力ネットワークの次世代化、お客様サービス・業務品質の向上、コスト効率化の達成に努めてまいります。

また、今回の検証結果でございますが、金額規模も大きく、非常に厳しいと受け止めておりますが、業界トップランナーとの比較検証によるものでありまして、真摯に向き合う必要があると考えております。今後、効率化計画の達成にとどまらず、他社の優れた取組に学ぶなど、外部知見も活用しつつ、更なる効率化を推進してまいります。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして、中国電力ネットワーク、松岡様より御説明をお願いいたします。

○松岡オブザーバー 中国電力ネットワークの松岡でございます。

当社の申請した収入の見通しについて御説明させていただきます。34ページ、右下の棒グラフを御覧ください。既存コスト、黄色で示した部分ですが、これまでの効率化の取組に加え、V E・一括発注や仕様統一化などの資機材調達や工法の見直し、工期の短縮、巡視や点検の実施頻度の見直しなどの工事関連の更なる効率化、デジタル化による業務の効率化などを最大限に織り込み、低減を図っております。

一方で、高経年化対策の強化、次世代ネットワークの構築、需給調整に必要な調整力の確実な確保など、様々な社会的要請に応えるために必要な費用を織り込んだ結果、収入の見通しは現行原価から年当たり340億円増加し、3,153億円となりました。今回の検証におきまして、7月提出時に対して年当たり77億円の減額という結果となりましたが、実施段階において創意工夫を凝らしながら、更なる効率化に取り組んでまいります。

また、再生可能エネルギー導入拡大に向けた設備拡充投資や、高経年化設備更新ガイドラインに基づく設備更新投資など、事業計画を着実に進めていくことにより、電気を安定的に低コストでお届けするという当社の使命を引き続き果たし、地域社会の発展に貢献してまいります。

当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。それでは、続いて、四国電力送配電、横井様より御説明をお願いいたします。

○横井オブザーバー 四国電力送配電の横井でございます。

初めに、料金制度専門会合の委員の皆様並びに事務局の皆様におかれましては、精力的に御審査、御議論いただきましたこと、感謝申し上げます。

早速でございますが、右下36ページを御覧ください。今般申請いたしました収入の見通しは、現行原価1,550億円に対して10億円増加の1,560億円となりました。様々な取り組むべき課題への投資が必要である中、コスト効率化により極力費用の増加を抑え、1,600億円と見込んでおりましたが、検証の結果、更なる効率化が必要との評価を頂いたと認識しております。

第1規制期間におきましては、再エネの主力電源化や災害の激甚化に備えたレジリエンス強化に加えまして、今後増加が見込まれる高度経済成長期に建設した送配電設備の高経年化対策に積極的に取り組んでまいります。

また、今回の検証で頂いた御指摘を踏まえ、具体的な投資計画を見直していくとともに、他社と比較して単価が高額と評価された工事につきましては、協力会社と協働で仕様や工法の改善に取り組むことで、更なるコスト効率化に努めてまいります。

当社からの説明は以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、続いて、九州電力送配電、廣渡様より御説明をお願いいたします。

○廣渡オブザーバー 九州電力送配電の廣渡でございます。

まずは、7月の資料提出以降、委員、オブザーバー、それから事務局の皆様の丁寧な審査に対し、改めて感謝申し上げます。

それでは、12月8日に承認申請いたしました弊社の収入の見通しについて説明させていただきます。スライド38ページを御覧ください。

第1規制期間であります2023年から2027年度の収入の見通しについては、左下のグラフのとおり、既存ネットワークコストの最大限の効率化を図るとともに、高経年化設備の対策やネットワークの次世代投資等を織り込んだ結果、現行原価から433億円増の4,975億円となっております。

九州は、右下の図のとおり、自然災害が多く、離島が多い等の地理的特徴を踏まえた対策や、再エネの急増、高度経済成長期に建設した大量の設備の高経年化への対応等の課題に直面しており、今回策定した事業計画の着実な実行を通して、安定供給の確保やお客様サービスの向上に取り組んでまいります。

弊社としましては、今回の検証結果を踏まえ、これまでの経営効率化の取組を継続するとともに、全社を挙げて更なるコスト削減、経営効率化の深掘りに努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、最後に、沖縄電力、横田様より御説明をお願いいたします。

○横田オブザーバー 沖縄電力送配電本部長の横田でございます。よろしくお願いいたします。

今回の申請額は、経営効率化の取組による費用削減及び当会合の検証結果を反映してございますが、電力ネットワークの次世代化に向けた設備投資、今後の高経年化設備の更新及び燃料価格上昇に伴う離島ユニバーサルサービス費用等の増加により、現行原価と比較し5年平均で156億円増の691億円となりました。

今後、当社は、左下の図に示すとおり、エネルギーの安定供給、再エネ拡充、レジリエンス強化、効率化・サービス向上の4つの取組を柱として、適切な設備投資を行ってまいります。

取組の一例として右下の図に示しておりますが、レジリエンス強化における停電時間短縮工事では、配電塔新設による停電区間の縮小化、再エネ拡充における宮古MGセットの導入では、宮古島系統での更なる再エネ連系量の拡大を図ってまいります。

これらの取組と同時に、これまでの経営効率化の取組の継続やその深掘り、あるいは新たな施策を模索することにより、更なる効率化、コストダウンに取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。それでは、各社から御説明いただきましたので、最後に資料の結論部分について事務局から御説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料の90ページについて御説明します。

審査結果の案でございますけれども、12月8日付で各一般送配電事業者から経済産業大臣に承認申請がなされた収入の見通しについては、今回の審査を通じて、第14回専門会合以降の検証内容を踏まえて適切に見積り費用の再算定が行われており、問題ないことが確認されました。

事業計画においても、おおむね適切に修正がなされていることが確認されており、修正対応が不十分とされた一部の事業者（北海道電力ネットワーク株式会社及び北陸電力送配

電株式会社)には、必要な修正を求めることが適当と考えます。なお、91ページ以下に、そうした修正案も含めて掲載しております。

上記2点につきまして、この審査結果につきましては、今後、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとしたいと考えます。

なお、本来であれば、本日、これに併せて、この検証作業の中で出てきた各社の宿題事項につきましても整理して、今後の検討方針について御議論させていただきたかったところでございますけれども、小売審査の時間もございますので、これは今後時間が取れるときに、可及的速やかに、また御相談したいと考えております。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局、それから一般送配電事業者からの説明について、皆様から御質問、御発言を頂きたいと思います。例によってTeamsの挙手機能で御発言御希望の意思を表示していただければと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員 今回事務局と事業者の方が、協力しながら、いろいろな多くのことにトライして検証していただきました。事業者の方には今後議論ができるように、今計画した数字に対する実績を把握・整理して、説明をしていただきたいと思います。

○山内座長 ありがとうございました。ほかにいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局から今の御発言に対して何かコメントがあれば。

○鍋島NW事業監視課長 北本委員の御指摘については、今後の宿題事項の整理のときにそうした意見も踏まえて事務局案を作成したいと思います。

また、座長から取りまとめいただいた後に、もう一回御発言させていただければと思います。

○山内座長 よろしいでしょうかね。それでは、今御発言ありましたけれども、特に皆様から異論があったというわけではないと思いますので、恐縮ですけれども、事務局の案のとおり整理したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今御発言ありましたが、最後に事務局からコメントがあるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 ありがとうございます。今回、各社から提出のあった収入の見通しを御審査いただきました。今後、収入の見通しが経済産業大臣から承認される運び

となりましたら、次は、来年4月1日からの実施に向けては、託送料金の認可申請が各社から行われることとなります。そうした認可申請があった場合には、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会において対応を検討した上で、必要に応じ料金制度専門会合で議論することになるかと思えます。その際は、どうぞよろしくお願いいたします。

収入の見通しに関しましては、これで審査を終えることとなりますけれども、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、大変御多忙のところ、これまで16回の議論を重ねていただきました。大変ありがとうございました。事務局から厚く御礼を申し上げます。

○山内座長 どうもありがとうございました。我々としても、事務局が非常に真摯に審査をしていただいたことに対して感謝を申し上げたいと思います。

それでは、以上で第1部の議題は終了ということになります。一旦、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第29回料金制度専門会合第2部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、オブザーバーとして、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力が出席されますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

以降の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 それでは、議事次第で言いますと3になりますけれども、前回会合等における指摘事項についてでございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 前回会合では、今後の審査の進め方について委員から御意見を頂いた後、規制料金の変更認可申請の概要について各社から御説明いただき、各社への質問、意見については書面で事務局まで送付いただくこととしたところでございます。

まず、追加で頂きました意見を御紹介させていただきます。資料5—1の5ページでございます。

審査の在り方については、平瀬委員から、原発再稼働が不確定要素であることは間違いないため、再稼働の時期、有無を何シナリオか想定し、各シナリオの比較が定量化されることを希望する旨の御意見を頂きました。

値上げに伴う影響については、北本委員から、値上げ後5年間の損益と財政状態の計画があれば確認したいとの御意見。そして、自由料金のほうが再び安価なものとなったとき

に、自由料金へのスイッチがより促されるような施策を確認したい旨の御意見を頂きました。

8 ページでございます。燃料費については、川合委員から、第1に、スポット市場の調達では、他の国々に買い負けないかとの問題意識から、今後の中長期的な燃料の調達計画及び安定調達の方策について、第2に、現在の燃料費高騰のうち、純粋な燃料費の高騰由来と為替由来の比率がどうなっているのか、第3に、今回の値上げ申請のベースとなっている為替相場がどうなっているのか、それぞれ御説明されたい旨の御意見を頂きました。

人件費については、北本委員から、必要な職種別の人員構成の考え方と、長期的な人材・人員の確保対策を確認したい旨の御意見を頂いたところでございます。

次に、前回会合の場で頂いた意見への整理でございます。資料5－2を御覧ください。

2 ページ、今般の料金審査に関し、まず、電力自由化に伴う変更点があれば整理すべき旨の御意見と、燃料価格高騰以外の影響はどの程度のものだったかとの御意見を頂きました。そして、電力自由化に伴う変更点を整理する中で、自由化部門と規制部門の費用の配賦の在り方、内外無差別な卸売が進展していることへの対応についての御意見もそちらに含ませていただきました。

まず、電力自由化に伴う変更点です。3 ページです。ネットワーク費用も含めて総原価を計算し、その上で、規制部門の最大電力量を推計し、当該最大電力量等を基準として、総原価を規制部門と自由化部門に配賦することで、規制料金を算定していました。

これに対して現在は、5 ページのとおり、発送電分離が行われ、規制料金の審査対象が非ネットワーク費用のみとなりました。この点に関しては、今回の値上げ申請は、現行の託送料金に基づいており、新託送料金の認可後、託送料金が置き換わる点に留意が必要ということでございます。

第2に、自由化の進展に伴い、沖縄電力を除き、低圧で自由化部門で規制部門が併存するようになりました。この点に関しては、前回と同様の手法を用いつつ、規制部門の対象が縮小したことに伴い、低圧規制の最大電力量を推計した上で、当該最大電力量等を基準として、低圧規制とそれ以外の自由化部門に費用を配賦するというところでございます。

そして、7 ページでございます。新たな電力取引市場が形成されたことも自由化に伴う変更点として挙げられます。前回審査でもスポット市場はございましたが、その後、様々な取引市場が形成されたことから、購入・販売電力料の審査対象が複雑になったということでございます。

そして、内外へ無差別な卸売が進展した点でございます。8ページをお願いいたします。発電部門の分社化や社内卸について、自社小売も参加する形で入札を実施する事業者も現れ始めております。

このような事業者においては、グループ内、社内取引価格で調達を行っており、内外無差別な卸売のコミットメントに基づき、これらの取引価格等をコストとして適切に認識した上で、小売価格を設定することが求められています。

こうした内外無差別に向けた取組実態は、燃料費等の原価積み上げによる規制料金の算定の考え方と必ずしも一致しない可能性がございます。

この点、9ページのとおり、料金算定規則では、費用は燃料費等の原価の積み上げによって算定し、他社から調達する電源の費用は、他社購入電源費として算定する旨、規定されています。したがって、少なくとも分社化されていない事業者においては、燃料費等の原価を積み上げて算定することが適切であると考えられ、算定規則の規定の在り方については、内外無差別な卸売に向けた取組の進捗実態を踏まえ、今後必要に応じて検討していくのであると考えられます。

最後に、11ページをお願いいたします。値上げ後の料金水準が現行の料金に、もし燃料費調整制度における上限がなかった場合の料金水準と比べてどうかということを、各社に報告いただいたものを取りまとめました。

標準的な一般家庭の1か月の電気代として、30アンペアの契約で400キロワットアワー消費した場合につきシミュレーションいたしますと、例えば東北電力ですと、現行の燃調は、下側の表の燃料費調整額、現行欄の1,388円となりますが、もし燃調上限がなければ、1つ右側の5,028円となります。これを電気料金に反映させますと、上段の表に移りまして、東北電力欄の1万3,475円の電気料金が、1万7,115円まで増えることとなります。これに対して今回の値上げ申請案では1万7,601円ですので、燃調上限なかりせばと比較すれば値上げ率は3%となります。

同様に、北陸電力は、燃調上限なかりせばと比較すると13%の値上げ率となり、中国、四国、沖縄の3電力は、燃調なかりせばと比較すると、むしろ今回の申請によって安くなるという結果となりました。

前回頂いた意見と、それに対する事務局での整理についての御説明は以上でございます。
○山内座長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明について、また御質問、あるいは御発言を頂きたいと思います。Teamsの挙手機能で意思表示という

ことでお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。今回の事務局の整理、もっともだと思います。追加の意見で出てきたものも、もっともなものかどうかは、これから議論していくことになると思います。料金審査の性格上、いろいろなことを正確に予想するだけでなく、恣意的に選んでつり上げていないかどうかを見ることが主だということは共有されるように、事務局からも今後各委員に丁寧に説明していただければと思います。

今回の資料と関係ないことを言うようで申し訳ないのですが、先ほど、分社化している、していないということで、分社化していない会社についてはこういうやり方でやるのは、全くもっともだと思いますが、言うまでもなく、分社化している事業者については別のやり方をするということを今決めたわけではないことを確認させてください。

分社化された事業者の場合には、別のやり方をする可能性はあるのかもしれないのだけれども、同じやり方をするのも当然あり得るのだと思います。その分社化した会社は、今回の5社には入っていないので、今議論する意味はないのですが、今後出てきたときにも、内外無差別が貫徹していて、本当にコンペティティブな状況になっているのであれば、別のやり方をすることはあり得ると思いますが、そうでなければ、資本関係が一定程度あり、密接な取引になっていて、コストベースで取引しているときには、今までと全く同じやり方をするのも重要な選択肢だし、むしろそちらのほうが自然だと思います。

今回決めたことは、分社化したところは別のやり方をする決めたのではなく、分社化していないところは、今までと同じやり方をするを確認しただけであることを、確認させてください。

次に、自由化部門と非自由化部門を分けるということなのですが、もちろん今までと同様に、特別高圧、高圧、低圧という格好で、一旦いろいろなコストで配賦のルールが決まっているので分けて、そうすると低圧の中には規制と自由化が交ざっているということになるので、まず一旦低圧に配賦されるコストがどれだけかということを、今までと同じやり方で確認し、その後で、その低圧のコストの中でどう割り振るのかを議論するということだと思います。

今回の議論では、規制部門とそれ以外の自由化部門を一緒みたいに見えてあるように見えるのですが、もちろんその前の説明から明らかなように、それぞれの電圧ごとに分けた上で、低圧の部分のコストを配賦するということだと理解しています。もし私の理解が間

違っていたら指摘してください。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。ほかに御発言の御希望はありますか。よろしいですか。

それでは、今、松村委員から御発言がありましたが、事務局からコメントをお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長 まず、分社化している事業者の取扱いについてでございます。資料5—2の10ページ、参照条文をお願いしたいのですけれども、ここで料金算定規則上、費用は燃料費等の原価の積み上げによって算定し、他社から調達する電源の費用は他社購入電源費として算定することが規定されているということを踏まえて、資料の9ページでは、分社化された事業者においては他社購入電源費と算定する一方、分社化されていない事業者においては燃料費等の原価を積み上げて算定というように書かせていただいているものでございます。ただ、購入電源費としてどのように算定するのかというところにつきましては、今後また検討させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、今回は、高圧と低圧を最初に分けて、低圧の中で更に規制、自由で分けるべきではないかという御指摘でございましたが、自由化部門と規制部門の費用の配賦につきましては、固定費、可変費、需要家費と、それぞれ配賦のルールが定められているところでございまして、まず固定費につきましては、圧別に配賦される一方、可変費につきましては発受電量比、そして需要家費につきましては口数比について分けられるというところでございますので、少なくとも、まず圧別に区分した上でということは必ずしも今回は当たらないのではないかと考えるところでございます。

○山内座長 松村委員、よろしいですかね。

○松村委員 すみません、最後のコメントはよく理解できなかったのですが、具体的に算定するときに確認していきますので、結構です。

○山内座長 ありがとうございます。ほかに御発言の御希望、よろしいですか。

今まさにおっしゃっていたように、個別の審査項目のときに御確認を頂きながら、進めていきたいと思っております。

それでは、4番目の議題、経営効率化について、に移りたいと思います。本来であれば、申請各社からそれぞれ提出資料に沿って御説明いただきたいところでございますけれども、経営効率化に関する論点と、各社から提出のあった経営効率化のポイントについて、事務

局からまとめて御説明を願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料6を御覧ください。初めに、本資料11ページ以降には、各社から提出のあった経営効率化の概要、1枚紙を添付しておりますが、参照の便宜のために、各社から提出されたものを1つのファイルにまとめたものでございまして、内容については事務局クレジットに含まれるものではないことをお断り申し上げます。

2ページをお願いします。まず、料金審査における経営効率化の位置付けですが、法律により、能率的な経営の下における適正な原価に基づくものであることが求められており、各費用の性格に応じて、適切な経営効率化努力を織り込んだ原価査定を行う必要がございます。

このため、本日は、申請各社からそれぞれの経営効率化について、資料をまとめて御提出いただいております。ただ、それぞれボリュームがございますので、事務局から本資料に沿って論点を提示させていただき、次いで、各社の経営効率化の状況について概括的に報告させていただきます。

3ページをお願いします。論点ですが、前提として、下の※のとおり、今回は資材調達や工事、委託事業など複数の原価にまたがる共通の事項について御議論いただきたいと思います。

これまでの経営効率化実績についても見ていく必要がございますし、前回値上げした際に効率化目標を織り込まれた事業者にあつては、当該目標を達成できているかという点を見ていく必要がございます。

また、今回の原価算定期間、すなわち2023年から2025年度において、どのような経営効率化を織り込んでいるか、資材・役務調達等でどのような取組を行う予定であり、どのような根拠を下に効率化目標を設定し、それは妥当か。子会社、関係会社における効率化も盛り込まれているかといった点を見ていく必要がございます。

調達の効率化に係る論点は、4ページをお願いいたします。競争入札比率は、どの程度を予定し、競争入札比率が低い場合、その理由。新規の調達先の獲得等による競争環境の確保。まとめて発注することによるスケールメリットの確保といった工夫の有無等を見ていく必要があります。

さらに、審査要領上では、他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行うと規定されておりますが、各社から提出されたものは、経営効率化額として算定している対象範囲、期間、算定方法が異なるところ、どのようにして他の事業者との効率化の比較を行

うことが適切かということが論点になると考えるところでございます。

次に、各社から提出された経営効率化の概要の御説明です。5ページでございます。まず、これまでの経営効率化の取組です。表が各欄2段となっておりまして、下の段が資材調達や工事、委託事業など、複数の原価にまたがる共通の事項でございまして、上段の内数となっておりますが、東北、四国が2013年を起算点とする一方、北陸は2008年が起算点となっていたり、中国電力が2021年の計画比とするなど、期間が異なるところでございます。

資材・役務調達等の効率化の内容としましては、競争発注の拡大や設計、仕様、工法の見直しによる調達効率化が主要な取組であり、調達改革委員会の設置や外部有識者の知見も活用しながら、これらに取り組んでいるとしている社もでございます。また、東北と四国は2013年の料金改定の認可時に、申請時の織り込みと査定を合わせて修繕費、委託費等の対象費用について約10%の効率化目標を織り込まれておりますが、両社とも2021年度においては、次の6ページ目でございますけれども、いずれも達成したとしております。

参考までに、7ページは、前回の規制料金認可における資材・役務調達等に係る効率化の織り込み状況でございまして、各社、削減率を算出した上で、それをやや上積みする形で申請を行ってございましたが、東京電力が10%の調達価格削減を基本方針としていたことを受け、他社もコスト削減前の東京電力とおおむね同様の水準であったことを確認した上で、10%まで効率化目標の上乗せ査定を行ったものでございます。

8ページは、その査定方針の具体例でございます。

次、9ページ、今回の申請に織り込まれた各社の今後の経営効率化の取組状況でございます。ここも2つ段があるうち、下段の資材・役務調達等の効率化については、競争発注の継続的推進に加え、上流購買、資材調達力の強化等と称し、資材調達の計画段階や工事の構想段階から技術主管部門と調達部門が連携し、調達方策を検討、実施することで、調達価格を低減する取組といったものを掲げているところでございます。

また、原価への効率化の取組につきましては、基本的には過去の実績を踏まえて算出しております。それが10ページ目でございます。東北、中国、沖縄のように、申請原価への効率化の織り込み欄で、上に数字が来ているものがございまして、金額ベースで出しているところと、北陸、四国のように、パーセントで出したところがございます。

経営効率化の論点及び各社の申請の概要の紹介は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございました。それでは、各社から経営効率化について提出さ

れているわけですが、これについて皆様から御質問、御発言を頂きたいと思います。挙手機能で発言御希望を意思表示していただければと思います。いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員　華表です。事務局の皆様、取りまとめ、ありがとうございます。

この経営効率化について、定性的な何をしたというようなところについて、その努力はもちろんヒアリングしていくべきことだと思いますし、その横展開は検討していくべきだと思うのですけれども、その内容だけで十分かどうかの判断はどうしても難しいところになっていくと思いますので、ここで経営効率化がしっかりできているのかというところを判断しようと思うと、やはり定量的に横比較をしながら比べていくしかないのではないかと思います。

その横比較をする際にも、計画や想定のようなものから削減額を見たりですとか、それぞれが違うところから、それぞれの考え方で削減額を算出するような形で横比較をしてもなかなか難しいですので、今、スライドの9にあるような形で、9ではなくて10ですか、どこから比較しているかというのはそれぞれ違う数字になってしまっていると思うのですけれども、これだとなかなか比較は難しいですので、実績値のようなものを使って、それぞれに何を算入するかというのも合わせて、同じ年度から同じ年度までの比較をしていく。

例えばで言うと、震災以降、2012年とか2013年ぐらいから、2021年ぐらいの同じものを含んだ費用について、何を含むかを合わせた形で比較していったら、その中で平均を取るですとか、トップランナー査定するですとか、そのような形で横比較をするようなことが必要になるのではないかと思います。

私からは以上です。

○山内座長　ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。よろしいですか。

ありがとうございます。今の件について事務局から何かコメントはありますか。

○池田取引監視課長　ありがとうございます。まさに比較していく上では、定性的なところだけではなく、定量的なところでもしっかり比較をして、更に期間とか費用の算定とかもそろえていくといった御指摘を頂きましたが、今後更にこの点については審査を深めていくところでございますけれども、頂いた御指摘も踏まえて更に詳細を詰めていきたいと考えます。ありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございます。華表委員、よろしいですか。

○華表委員　はい。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、この件については、今も幾つか御指摘いただきましたけれども、次回以降、改めて議論ということにさせていただきたいと思います。事務局におかれましては、御準備をよろしくお願いいたします。

若干早くなりましたけれども、本日予定していた議事は以上となります。以降の議事進行については事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田取引監視課長 本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第29回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——